

鳥取市水道事業審議会令和2年度第1回会議 会議録

1 開催日時

令和2年7月28日(火) 午後2時から午後3時40分まで

2 開催場所

鳥取市水道局 3階会議室

3 出席委員

有田裕、牛尾柳一郎、岡野重美、尾前礼子、木下仁人、高部祐剛、戸茱丈仁、外山照野、福田聡子、松原雄平、松本洋光、村尾昌彦、森本孝行、山下葵、山田恵美、山根滋子、湯口夏史(計17人、五十音順・敬称省略)

4 事務局

武田行雄(水道事業管理者)、西垣昭宏(水道局副局長)、中島憲啓(次長兼経営企画課長)、寸村忠良(次長兼工務課長)、川戸敏幸(総務課長)、西本道則(資産管理課長)、渡辺寛存(料金課長)、西平修一(給水維持課長)、福本優(浄水課長)、楮原昌宏(南地域水道事務所長)、中村賢司(西地域水道事務所長)、青木達矢(総務課長補佐兼総務係長)、長石和久(経営企画課長補佐兼経営係長)、横原慎吾(総務課財務係長)

5 議題

(1) 令和2年度事業計画について

(2) 鳥取市水道事業長期経営構想(改訂版)フォローアップについて

(3) その他

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予について

イ 水道料金のスマートフォン決済について

ウ 災害用備蓄水の製作について

6 配布資料

- ・日程
- ・議題(1) 関連資料
- ・議題(2) 関連資料
- ・議題(3) 関連資料

7 会議の経過

○**西垣副局長** ただ今から鳥取市水道事業審議会令和2年度第1回会議を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

私は事務局を務めます、水道局副局長の西垣と申します。この度の会議は、2年任期の初回会議で会長選出等がございますので、資料一番上の、本日の会議日程に基づきまして、私がしばらくの間、会の進行を務めさせていただきます。

はじめに、日程の2、委嘱状交付についてですが、前回までの審議会委員の任期が令和2年2月1日に終了したことに伴いまして、この度、本日から2年間、委員として新たに19人の皆様をお願いすることになりました。委嘱状につきましては、お席に配布させていただいておりますので、これをもって委嘱状の交付とさせていただきます。

続きまして、日程の3、会長の選出を行います。会長の選出につきましては、鳥取市水道事業審議会条例第5条第1項の規定に「審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。委員の皆様で立候補又は御推薦はございますか。特にならなければ事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

－了承あり－

そうしましたら、事務局としましては前回に引き続きまして、鳥取大学名誉教授の松原雄平様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

－拍手あり（承認）－

それでは、松原様に会長をお願いいたしますので会長席へ移動をお願いいたします。

続きまして、日程の4となります。会長代理の指名を行います。会長代理につきましては、審議会条例第5条第3項に「あらかじめ会長の指名する委員」となっておりますので、松原会長から御指名をお願いいたします。

○**松原会長** それでは、こちらも前回に引き続き、鳥取市の住民自治に関わっておられます、自治連合会の森本委員にお願いできればと思っております。

○**西垣副局長** ただ今、松原会長から森本孝行委員の御指名がございました。お引き受けいただけますでしょうか。

○**森本委員** はい、お引き受けいたします。

○**西垣副局長** ありがとうございます。では、会長代理席への移動をお願いいたします。ただ今、新体制における会長、会長代理が決まりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、松原会長から御挨拶をいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○**松原会長** 改めまして、皆様の御推薦をいただき、新たに鳥取市水道事業審議会の会長として2年間を務めさせていただくことになりました松原でございます。前回に引き続いてでございますので、これまでの鳥取市の水道行政を円滑に引き継ぎ、また、おいしい水、安全で安心して頂ける水の給配水について、皆様と一緒に協議させていただきたいと思っております。先般の九州の災害で、多くの被災者が出ておりましたけれども、このようなときに一番大事なものは何かという問いかけに対して、やはり「水です。」と回答された方がたくさんおられました。私どもの鳥取市においては、幸いにして深刻な被害はございませんが、これから8月、9月にかけて台風シーズンになります。あるいは、地震というのも懸念されている状況にあります。そうしたときに、安全で安心な水を頂けるようにということで、今日は皆様のいろいろな御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本日は第1回目ということでございます。委員の皆様からひと言ずつ、気軽にお話しただけないかと思えます。

○**有田委員** 公募で委員をさせていただくこととなりました有田といたします。2期目です。よろしく申し上げます。

○**岡野委員** 鳥取・国府・福部地域代表の岡野でございます。よろしくお願ひいたします。

○**木下委員** 公募により選任されました木下です。資料全体図の地域⑩(気高地域内)の上流に住んでおります。よろしくお願ひいたします。

○**戸苅委員** 鳥取環境大学の戸苅と申します。鳥取に来てからまだ4年目ですが、こうしたことに携わらせていただいて頑張れたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○**福田委員** 鳥取県社会保険労務士会から参りました福田と申します。2期目になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○**松本委員** 千代川流域圏会議から出ております松本と申します。千代川とその支流を含め、そこに入ってくる水環境などについて主にやっています。私も水が大好きでして、特に水質問題について一生懸命やっていますけれども、我々が飲ませていただいている鳥取市の水道水、これは千代川の非常にすばらしい水質によって守られております。是非ともこの水質を今後とも守っていきたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

○**山田委員** 3期目です。青谷・気高・鹿野地域代表の山田恵美と申します。私が住んでいる所は、水汲みにいらっしゃる方が多いのですけれども「布勢の清水」というおいしい水のある所で生活しております。よろしくお願ひいたします。

○**湯口委員** 中国税理士会鳥取支部の湯口でございます。引き続きになります。よろしくお願ひいたします。

○**森本会長代理** 自治連合会、鳥取市の区長会の代表でございます。よろしくお願ひいたします。私、湖南地区で吉岡温泉の方ですけど、今回のコロナ禍でお客さんが大変減ったということです。是非、吉岡温泉に来ていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○**牛尾委員** 公募で3期目になります、牛尾です。よろしくお願ひいたします。

○**尾前委員** 鳥取商工会議所女性会代表として来ております、尾前と申します。2期目になります。よろしくお願ひいたします。

○**高部委員** 鳥取大学の高部と申します。本審議会には初めて参加させていただきますが、少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○**外山委員** 鳥取市消費者団体連絡協議会の外山といたします。今年からですのでよろしくお願ひいたします。

○**村尾委員** 労働者団体の連合鳥取東部地域協議会から参りました、村尾と申します。私もこの度初めての参加となりますのでよろしくお願ひいたします。

○**山下委員** 鳥取県行政書士会から参りました、山下といたします。継続でございます。よろしくお願ひいたします。

○**山根委員** 鳥取市連合婦人会の山根といたします。3期目です。少しでも市民の声が届ければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○**西垣副局長** ありがとうございます。それでは続きまして武田水道事業管理者が皆様に御挨拶申し上げます。

○**武田水道事業管理者** 皆さん、こんにちは。鳥取市の水道事業管理者しております、武田と申します。よろしくお願いいたします。今、各委員に自己紹介していただきました。今回は、学識経験の方、また、各種団体の方、さらには、公募の方ということで、全員で19人の方に委員になっていただいております。本日はあいにく2人の方が欠席なさっておりますが、17人の出席ということでこの開催にこぎつけたわけであります。昨今のこの新型コロナウイルス感染症対策ということで、例年に比べて大変スペースを広く使って、なおかつ冷房も入れておりますが、換気ということで窓を一部開けております。なかなかしゃべりづらい部分もあろうかと思っておりますがよろしくお願いいたします。

さて、この審議会でございます。先ほど松原会長の御挨拶にもありました、この鳥取市の水道事業の円滑な運営のために、いろんな御意見、あるいは御提言、そういったことを頂くために開いております。また災害についても、今年はこの鳥取県は大きな災害に遭っておりませんが、これから秋の台風シーズンもやって参ります。さらには大雪、あるいは地震、いろんな予測不可能な災害がいつ起きるか分かりません。そういった中でも、私ども水道事業は、とにかく24時間365日いつでも蛇口をひねれば安心して美味しい水が飲める、そういう環境を皆様方と一緒につくっていく、これが我々の最大の使命であります。ちょうど5年前、平成27年(2015年)に鳥取市は近代水道ということで、今は国府町美敷になりますけれども、美敷水源地、そこのダムを使って近代水道を始めました。今年、それから数えて105年目ということになります。この鳥取市、非常に美味しい水ということで皆さん方に声をいただいておりますが、これを孫末代まで、しっかりと受け継いでいけるよう、私ども、これからも力一杯努力して参りますので、どうか忌憚のない御意見、御提言いただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

○**西垣副局長** ありがとうございます。次に、新体制となりまして初回となりますので、事務局(水道局)職員の自己紹介をさせていただきます。

－職員自己紹介－

○**西垣副局長** それでは次に会議に入ります前の確認といたしまして、本日の会議には全委員19人中17人の方に出席いただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立することを御報告させていただきます。なお、先ほどもありました谷本委員、福山委員からは欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認を行います。

－資料確認－

それではここからの議事進行につきましては、松原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○**松原会長** それでは本日の議題に入りたいと思います。大きく3つの議題がございますが、まず、第1の議題「令和2年度事業計画について」を事務局から御説明をお願いいたします。

○**川戸総務課長** 議題1、令和2年度事業計画につきまして、横とじの資料に沿って説明をい

たします。総務課川戸です。よろしくお願いいたします。

1 ページです。事業計画について説明を行います前に「予算収支状況」について御説明をいたします。令和2年度と令和元年の当初予算、対前年度比での増減などを表に載せてございます。水道事業会計には二つの区分がございます。そのうちの 하나가表の上段、中央の二重線から上の部分にあります「収益的収支」、収益的収支は、年間の営業活動に関わる収支になります。その下、二重線の下は資本的収支は、水道施設の新設や改良に関わる収支となります。収益的収支の一番上の行です。「収益的収入」は対前年度比0.6%増の52億5,676万2,000円を計上しております。表右端の備考欄には関連する事項を掲載しております。その備考欄です。統合前の簡易水道給水区域と上水道給水区域の水道料金統一に伴う増などとしております。平成29年4月に統合しました簡易水道給水区域の水道料金につきましては、平成29年の統合から3年を経過しますことから、令和2年4月、統合前の上水道料金に統一を行いました。

その下の行「収益的支出」です。対前年度比2%増の49億1,049万4,000円です。備考には施設維持管理費、減価償却費の増などとしております。

「収益的収支の差引」です。3億4,626万8,000円の黒字となります。元年度との比較では約6,700万円の減となっております。

水道事業会計のもうひとつの区分「資本的収支」であります。1年間の設備投資に関わる収支となります。「資本的収入」は、対前年度比5.7%減の15億2,737万2,000円です。備考欄です。企業債借入れの減、地域水道整備事業における国庫補助金の減などが主な理由となっております。

「資本的支出」は、対前年度比0.5%減の39億4,916万9,000円を計上しております。備考欄の主な内容といたしまして、浄水施設整備事業、これは水質検査棟の新築になります。浄水施設整備事業における建設改良費の減などとしております。この資本的支出の予算金額の下に「うち建設改良費」としまして、令和2年度は26億7,423万2,000円と計上しております。後ほど令和2年度の事業計画として主要な建設改良事業について説明をさせていただきます。

「資本的収支差引」の不足額24億2,179万7,000円につきましては備考欄にもありますとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填する予定としております。

財政規模です。収益的支出と資本的支出の合計であります財政規模は88億5,966万3,000円で、0.9%の増、ほぼ前年度並みとなっております。

1 ページ、表に基づいて予算の説明を行いました。今年度の予算につきましては、本日資料外だということで説明させていただきました、お配りしております「鳥取市水道局だより2020年5月1日号」を通じましても広報を行っているところです。1 ページ目、2 ページ目と予算について触れてございます。この水道局だより5月1日号は、市報の5月号と併せて市内各戸にお届けをしているものでございます。

続きまして資料2 ページです。こちらは給水収益(税抜き)でございます。給水収益と有収水量の状況をグラフで表しております。過去10年間と今年度(令和2年度)分になります。

赤色の折れ線グラフは料金徴収の対象となります有収水量の推移でございます。平成 22 年度から掲載をしております水量は減少傾向となっております。平成 29 年度は簡易水道の統合によりまして一時的に水量が増加しております。統合以降、再び減少傾向となっております。

一方の水色の棒グラフは給水収益になります。こちらがグラフの平成 28 年度までは減少傾向にありましたが、平成 29 年度に簡易水道事業の統合によりまして増、そして平成 30 年度には平均改定率 18.4%の水道料金改定を実施したことによる増収となっているところであります。料金改定後につきましては、平成 30 年度は 9 月(つき)分が新料金です。3 月(つき)分は旧料金の収入となっております。また、令和元年度は 12 月(つき)、1 年間丸々が新料金による収入となっておりますことから、平成 30 年度と令和元年度の比較をしていただきますと、有収水量は減少しておりますけれども、給水収益は増加しております。

令和 2 年度です。令和元年度と比較いたしまして、有収水量は減少、給水収益は増加と見込んでございますけれども、これは、簡易水道給水区域の水道料金を上水道料金に統一することによるものでございます。平成 30 年度に実施した水道料金改定でありますとか、統合した簡易水道区域の料金統一の時期につきましては、この審議会におきましても御議論をいただいたところでございます。

それでは、3 ページから今年度実施します事業について説明をいたします。「令和 2 年度当初予算事業別概要」です。

資本的支出におきまして大半を占めます建設改良費は、事業における投資となります。老朽化した水道施設や水道管の更新・耐震化などを推進しまして、水道事業・水道サービスを維持継続するために必要な事業になります。主要な建設改良事業を中心として説明を進めてまいります。

この 3 ページの建設改良事業、事業名につきましては右上の方に記載をしております。右上、所属・水道局という名が書いてありますそのすぐ下の行になります「浄水施設整備事業」です。この浄水施設整備事業は、水源から浄水場までの施設の新設でありますとか、増設改良を行う事業になります。○浄水施設整備費は、前年度に比べ大きく減少しまして、1,850 万 7,000 円を計上しております。

水質検査棟新築移転整備です。事業期間は、平成 29 年度から令和 2 年度。現在の水質検査室は老朽化しております、耐震基準も不適合であります。また、簡易水道事業の統合による業務量の増加に対応するため、平成 29 年度から新築移転事業に取り組んでいるところであります。平成 29 年度に基本・詳細設計業務を実施しまして、平成 30 年度から 2 か年の債務負担行為で、建築主体工事など主な工事は令和元年度に完成しております。残る令和 2 年度には場内整備工事、また、叶からの検査機器移設等を行いまして、令和 2 年 10 月に移転先の江山浄水場内で新しい水質検査棟の運用を開始することになっております。

工事請負費といたしまして、江山浄水場水質検査棟場内整備工事で 1,028 万 5,000 円を計上しております。引き続き務めていただきます委員さんには、前回 1 月 29 日の審議会会議の後で、実際に検査棟を御覧いただいたところであります。

4 ページに「江山浄水場水質検査棟新築工事」に関する情報を掲載しております。事業費は、見込みで約 4 億 5,000 万円。事業期間は平成 29 年度から令和 2 年度まで。右に移りまして、建物概要。構造が R C 造で鉄筋コンクリート構造です。地上 1 階・平屋建てで、延べ面積 775.7 平方メートルです。位置図に示しておりますとおり、場所は江山浄水場内でございます。中央試験室をはじめとしまして、分析する項目に応じた試験室をそれぞれ設けております。

続いての 5 ページが「水質検査室新築移転に伴う水質検査体制」となりまして、「1」に「現在の水質検査体制」としまして、ポツして「自己検査」「委託検査（下水検査室）」「委託検査（鳥取県保健事業団）」となっておりますが、10 月以降は、「2」です。「令和 2 年度水質検査室新築移転に伴う検査範囲の拡充」としまして、下水検査室に委託しておりました、鳥取地域の統合前簡易水道 14 地域、すぐ下に米印で具体的地域名を掲載しております。その地域の水質検査も行うことにしております。「3」の「今後の水質検査体制」です。クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあることを示す指標菌（大腸菌と嫌気性芽胞菌）になります。その指標菌の項目について、現在は検査を委託している地域がございますが、将来的には市内全ての地域の指標菌検査を自己検査とするように計画をしております。鳥取県保健事業団に委託している検査地域につきましても、段階的に自己検査体制に切り替えていく計画としているところです。

6 ページです。事業名は「配水施設整備事業」、「配水施設整備事業」は、送水施設・配水池・送配水管の新設でありますとか増設改良を行う事業となります。○配水施設整備費は、3 億 2,689 万円を計上しております。前年度比 44%、1 億円増となります。●工事請負費で、2 億 7,600 万円計上しております。

千代川横断複数化です。千代川水管橋経由であった若葉台系送水管を源太橋添架管経由に切替えを行うと記しております。千代川には、左岸・右岸を結びます重要な大口径の水道管が設置されております。地震などの災害時・非常時におきましても、河川横断機能を維持するため、複数のルートを設定しまして、バックアップ機能を整備するための事業となります。「米里、若葉台系送水管布設工事」は、最大の横断管路であります千代川水管橋が担う機能を複数化するため整備してきた源太橋横断ルートを接続するための工事で、事業費 5,000 万円です。

配水管網整備です。安定給水の確保や効率的な水運用を行うための管網整備を行います。河原地域におきまして、水量・水質の不安定な郷原地区と三谷地区という所に江山浄水場系であります山手配水池からの給水に切り替え、また、渡一木配水池系の送水管布設工事を継続するものです。「河原町山手、布袋地内送配水管布設工事」1 億 3,600 万円。なお、渡一木に関しましては、5・6 行下でございます、●委託料で「河原町渡一木系ポンプ場詳細設計業務」といたしまして、1,000 万円を計上しております。

基幹管路耐震化です。基幹管路のうち、耐震性を有していない管路につきまして、管路更新・耐震化計画に基づきまして耐震管に布設替えを行う事業です。「徳尾系送水管布設替工事」で 9,000 万円です。

●委託料は、1,400万円です。「河原町渡一木系ポンプ場詳細設計業務」1,000万につきましては、●配水管網整備の中で触れさせていただいたところです。「配水ブロック化計画（バックアップ機能構築）策定業務」に400万円。このブロック化計画でございます。統合前の上水道区域につきましては水圧・水質の安定を図るために、給水エリアを配水池ごとにブロック化しまして効率的な配水システム構築に努めているところですが、このブロック間におきましての相互連絡を強化する管網整備を検討しまして、配水システムの強靱化を推進するための計画を策定する業務になります。

7ページです。○地域水道整備費は、8億5,858万1,000円を計上しております。対前年度比4.9%、4,000万円増となります。地域水道整備事業は、平成29年度に統合しました旧簡易水道地域で行う施設整備になります。簡易水道であった地域は、中山間地域をはじめ市内広範囲に小規模な施設が点在しておりまして、施設の統廃合でありますとか、江山浄水場の配水区域を拡大するために施設整備方針に基づいて整備を行っているところです。

●工事請負費は、7億1,076万円で「施設整備工事」となります。施設整備工事を行います箇所は、鳥取地域の猪子、国府地域の宇倍野など8地域となります。それぞれの整備内容はカッコ内、送配水管布設でありますとか、用地造成などを実施します。

次の●委託料、1億750万円で「調査設計業務」です。業務の箇所は国府町宇倍野、用瀬町用瀬など7地域について、測量でありますとか、基本・詳細設計、水源調査を行います。

このページにおきまして、工事請負費におけます施設整備工事、また、委託料における調査設計業務、それぞれの整備地域ごとの右に図面番号を12まで付してございます。

続いての、A3判の9ページが「令和2年度地域水道整備事業全体図」になります。地図上の青色、水色の網掛けは統合前の上水道区域で、緑色の部分が旧の簡易水道区域になります。この緑色の統合前簡易水道給水区域で実施しますのが地域水道整備事業となります。凡例を右上に掲載しておりまして、地図上、緑色の網掛けに赤の太線で囲っている地域が令和2年度に地域水道整備事業を計画している箇所となります。また、吹き出しで地域に番号をつけております。施設整備計画と調査設計業務を合わせて、工事箇所の重複もありますので、地域といたしましては12か所になります。右下に掲載しております表には、工事を行います地域名でありますとか、工事概要を記載しております。また、この表の左列で番号の欄にございます地域①から地域⑫は、この地図上、そして、先ほど御覧いただきました7ページに記載した図面番号と合せております。

11ページです。「配水管等改良事業」は震災対策整備事業でありますとか、その他原因者工事などを行う事業で「配水工事費」は、10億1,008万円を計上しております。対前年度比約15.3%、1億3,400万円の増となります。●工事請負費、震災対策整備事業です。「震災時応急給水拠点第2次整備」、令和元年度から取り組んでおります事業です。事業費、約1億6,000万円です。この第2次整備におきましては、1次で整備済みの18か所に加えまして、新たに47か所の応急給水拠点・応急給水施設の整備を行う計画としておるものです。令和2年度は、体育館4か所、学校8か所、公園1か所、水道局の計14か所の整備を行うことにしています。

この拠点整備につきまして、13 ページの地図を御覧ください。「令和2年度震災時応急給水拠点第2次整備」の図面となります。このA3判の図面は鳥取・国府地域の図面になります。左下の表に、第1次整備した拠点・施設を記載しております。左の列です。整備済みの【応急給水拠点】が東中学校など12か所、【応急給水施設】が県庁・市役所など6か所となります。

第2次整備は、令和元年度から令和13年度までの13年間にわたりまして、鳥取・国府地域、河原地域、青谷地域におきまして応急給水拠点40か所、応急給水施設7か所の整備を計画しております。令和2年度は、鳥取地域で応急給水拠点が11か所、応急給水施設が1か所、図面では表と地図ともにオレンジ色の背景として記しております。

次の15ページが河原地域になります。令和2年度には、応急給水拠点1か所でオレンジ色の背景として河原中学校です。

その裏面の16ページが青谷地域となります。応急給水拠点1か所を整備予定、青谷中学校になります。

御覧いただきました3つの図面で、合わせて14か所の整備を行うこととしております。以上が、震災時応急給水拠点第2次整備となります。

資料11ページにもう一度戻っていただきまして、中央付近にございます「老朽管更新」です。赤水の発生や破損事故が起こりやすい老朽化した鋳鉄管やビニル管、鋼管など衝撃に強い耐震管に布設替えを行いまして、耐震化を進めております。事業費約3億5,000万円です。

続きまして、「水管橋耐震補強」とあります。基幹管路と応急給水管路上の水管橋を対象として実施しております。耐震診断結果を踏まえまして、計画的に耐震補強を行っております。令和2年度は、大宮橋の水管橋、県道八坂鳥取線の大路川のところで、吉成3丁目と的場に架かっております水管橋の耐震補強工事を行います。事業費約2,800万円です。

その他の工事請負費（原因者工事等）といたしまして、3億3,106万1,000円です。以上が配水管等改良事業となります。

17 ページです。建設改良事業の最後となります「諸施設整備事業」です。「機械及び装置改良費、配水工事費」は、老朽化した施設、配水池、電気・計装・機械設備等の更新を計画的・効率的に実施しまして、水道水の安定的な供給を図る事業になります。事業費は前年とほぼ変わらずの0.25%増、約2億8,449万1,000円を計上しております。●機械及び装置改良費は、工事請負費と委託料となりまして2億565万1,000円。●配水工事費は、工事請負費と委託料で7,884万円。上町配水地斜面安定工事などを計上しております。

18 ページです。こちらは「その他の事業」として掲載をしております。(1) 有収率の向上対策といたしまして、公道漏水調査・公道漏水修理など、2億260万7,000円を計上しております。(2) 施設設備の維持管理費等といたしまして、2億4,595万2,000円。(3) 水質検査の委託としまして、5,614万5,000円。(4) 広報活動の推進といたしまして、746万1,000円を計上しております。(5) 災害対応体制の強化といたしまして、少額ながら35万円を計上しております。これは、準中型自動車免許取得費用で、この免許は給水車の運転に関わるものでございます。

議題（１）令和２年度事業計画につきましての説明は以上となります。

○**松原会長** ありがとうございます。非常に詳細な御説明をいただきました。ただ今、御説明ございました令和２年度の事業計画につきまして、皆様から御質問等ございませんでしょうか。

○**戸苅委員** 「震災時応急給水拠点第２次整備」について、11 ページと 13 ページに図がありますけど、応急給水拠点というものの自体はどういった役割をする所と考えればよいですか。

○**寸村次長兼工務課長** 工務課長の寸村です。まず１次整備ですけども、これは、平成 10 年から 3 年間事業を行ったのですが、鳥取・国府地域において、鳥取市の地域防災計画で指定された避難所などは、地震が起こっても必ず水が出るようにということで、小・中学校 12 か所に、耐震管路をつなげて応急給水栓というものを整備した施設となります。

○**戸苅委員** 浄水場からずっと配水する中で、そこまでは必ず耐震化を完了させるという地点だと思えばいいですか。

○**寸村次長兼工務課長** そうということです。浄水場や配水池からその施設まで全て耐震管路で整備するという形になりますので、大きな地震が起こっても管が破裂することがなく、必ず水が出るという整備が第 1 次整備になります。

○**戸苅委員** この応急給水拠点というのは、学校とか体育館とかありますけども、指定の避難所とかにリンクしているということですか。

○**寸村次長兼工務課長** はい。先ほど言いましたように 1 次整備については、鳥取市の地域防災計画ということで、耐震管路の整備ができています所とか、人口分布とかを総合的に判断しまして、整備できる所を整備していったということになります。それでこの 2 次整備というのは、令和元年度から令和 13 年度までの 13 年間行いますけども、こちらにつきましては、平成 19 年 2 月に厚生労働省が「地震対策マニュアル策定指針」というものを設けました。耐震管路を使用しての応急給水施設、必ず水が出る施設ですね。消火栓そのような施設になるのですけども、そういった施設を自宅から水を運ぶ距離を 1 キロメートル以内にするようにという指針が出ました。それに基づいて、資料 13 ページの A 3 判にあります施設につきましても、各自宅から大体 1 キロメートル以内に施設ができるよう整備を進めていくことになっております。

○**戸苅委員** もしこの整備が全て終わったときには、震災で水が出なくなったとしても、給水車などではなく、ここに行けば水がもらえるということですか。

○**寸村次長兼工務課長** はい。そういうことになります。

○**戸苅委員** 整備済みが 18 か所で今年度が 14 か所という話でしたけど、全体として、現状の計画では何箇所ぐらいの予定になっているのでしょうか。

○**寸村次長兼工務課長** 資料 13 ページの A 3 判を見ていただきまして、左に「2 次整備」とある表ですけども、この表の左上に【応急給水拠点】が 36 か所と書いてありますけども、それと右下に【応急給水施設】5 か所となっております。鳥取・国府地域では計 41 か所を整備していくことになっております。表の水色か所につきましては、令和元年度に終了しておりまして、オレンジ色になっている箇所を今年度施工していくことになっております。また、

資料 15 ページが河原地域の応急給水拠点の整備になりまして、左下にありますように、【拠点】として「河原中学校」、「国英公民館」、そして【施設】の「河原総合支所」、この3か所について耐震管路の整備を行うことになっております。あと、資料 16 ページが青谷地域の応急給水拠点の整備になりまして、同じく左下にあります【拠点】として「青谷中学校」、「青谷小学校」、そして【施設】の「青谷総合支所」、この3か所について整備を行うことになっております。

○戸苅委員 何年ぐらいの整備計画でしょうか。

○寸村次長兼工務課長 令和 13 年度に全ての事業が完了する予定で進めております。年間約 1 億円程度投資しまして、整備を行っていくことになっております。

○戸苅委員 ありがとうございます。

○松原会長 そのほかいかがでしょうか。

○高部委員 資料 17 ページにございます老朽化施設の更新ですけれども、更新等をしなければいけない施設の中で、優先をどのようにして決められているかについて説明いただければと思います。

○福本浄水課長 浄水課長の福本です。機械及び装置改良工事でどのようなものを優先するかは、まずは、老朽化している、故障頻度が多い、そういったものから優先的に行います。さらに、重要な施設であるものを特に優先するということでもあります。

○松原会長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

○湯口委員 資料 3 ページで、令和 2 年度当初予算の後に括弧書きで令和元年度当初予算、例えば、浄水施設整備費だったら令和 2 年度は 1,800 万円、括弧書きで令和元年度当初は 4 億 1,000 万円と出ていますけど、この令和 2 年度と令和元年度の当初予算の関係性はなんでしたでしょうか。金額が結構変わってくるのはよいですけど、見方をお願いします。

○西垣副局長 昨年度を括弧書きで記載しており、昨年度もそうですし、今年度もそうですが、ほとんどが水質検査棟の整備費となっております。それを合計したものが 4 ページの左上に事業費として書いております。4 億 5,000 万円という事業費がこの検査棟の整備に掛かっており、昨年度対比をするために記載しているのですが、この事業については、4 億 5,000 万円ぐらいの工事のうち、4 億 1,000 万円ぐらいが令和元年度に実施されているというように見ていただければと思います。

○湯口委員 令和元年度の当初予算額は、ほぼ決算額に近いと思えばいいわけですね。分かりました。

○木下委員 資料 5 ページの水質検査体制ということで、指標菌検査を自己検査とするように計画していくとありますけど、委託検査を自己検査にすることについてもう少し教えていただきたいと思います。

○福本浄水課長 浄水課長の福本でございます。指標菌の委託検査と自己検査の違いでございます。検査そのものについては、どちらにおいても内容自体は変わりません。ただ、委託検査は外部発注ですので、鳥取市においては、鳥取県保健事業団が登録検査機関となりますが、こちらに検査を委託していると、委託料が掛かるということになります。自己検査について

は、水質検査を行う職員が自前で検査を行うため、委託料掛かりませんので、経費を安くできるということがあります。新しい検査棟ができましたら、自己検査の範囲を拡大していくことによって、委託料に係る経費を落としていくということでございます。

○木下委員 その検査というのは、水を採取し、培養して顕微鏡で見るとかということをご想定したらよろしいのでしょうか。

○福本浄水課長 そのとおりでございます。

○木下委員 分かりました。

○松原会長 そのほかいかがでしょうか。

○松本委員 鳥取のこととは関係のない話ですけども、韓国の水道から相次いで幼虫のようなものが出てきたというニュースです。鳥取のことを考えるとなぜそんなことが発生するのかよく分からないのですけども、鳥取の水道施設ではそういったことの可能性はゼロでしょうけども、なぜ、外国ではこのようなことが起こるのか、理由など分ければ参考までにお伺いしたいと思うのですけども。

○福本浄水課長 浄水課長の福本です。水質関連のことだと思います。韓国の水道事情にはあまり詳しくはないですけども、多分その水源、井戸とか表流水とかよく分からないですけども、そちらから混入しているものと思われま。きちんとろ過できていないということと、給水された後の水質の安全の保持、具体的には、受水槽という、タンクに一旦水を貯めてビルなんか配水するシステムがありますが、その受水槽の管理が悪いと虫が入り、ひどい場合は動物の死骸が入っていることもあります。受水槽の管理が悪いということは日本の国内でもあり得ることですので、これについての指導を国内ではきちんとやっているという状況です。

○松本委員 ありがとうございます。

○松原会長 そのほかございませんでしょうか。それでは特にならぬようでございますので、続きまして、議題の2「鳥取市水道事業長期経営構想（改訂版）フォローアップ」について事務局から御説明お願いいたします。

○中島次長兼経営企画課長 経営企画課の中島です。右肩に議題（2）と書いてある「鳥取市水道事業長期経営構想（改訂版）フォローアップについて」という資料に基づいて説明させていただきます。

鳥取市水道事業長期経営構想を平成17年6月に策定しました。その後、大口需要者の給水量が製造業等の再編に伴い急激に減少したことや水道施設が大量に更新時期を迎えることなど、本市の水道事業を取り巻く環境に大きな変化があったことなどから、平成27年4月に改訂を行い、安全な水道、強靱な水道及び水道サービスの持続を目指した、令和7年度までの施策を示しております。

今回のフォローアップは、事業スケジュールの短期計画期間が終了したことに伴いまして、施設の達成度を確認し、適宜内容の見直しを行うことで、今後の財政計画や予算に反映させ、より効果的な施策につなげることを目的に実施いたしました。今後の事業スケジュール、財政収支予測の見直しについて取りまとめが完了いたしましたので、その概要を御報告いたし

ます。

2 ページ目に本市水道事業長期経営構想の施策体系図を示しております。これは、平成 27 年度の改訂版と同様で、左側でございます「お客様の視点に立ち、お客さまに信頼していただける水道を目指す」という経営方針のもと、目標として安全、強靱、持続の 3 本柱を掲げ、それに対する基本方針及び施策を示しております。

3 ページ目から 5 ページ目までに事業スケジュールを掲載しております。表の緑色となっていますものは、短期における実績を示しております。また、水色は今後の計画、赤色で示したものが計画を見直したものとなっております。本日は、赤色の計画を見直したものののみ御説明させていただきたいと思っております。

3 ページ目の「安全」では、中段に「水源汚染リスクへの対応」を新規取組として組み込んでおります。これは平成 29 年度に統合した簡易水道の水源・浄水施設の整備でございます。本年度は、国府町の上地地域などの浄水施設の整備に取り組んでおるところでございます。また、下段に「水質検査室の建設」ということで、先ほど議題（1）の事業計画でも触れたと思っておりますけれども、当初予定から若干スケジュールが遅れておまして、本年の 10 月に運用を開始いたす予定となっております。

4 ページ目の「強靱」でございます。上段に「耐震化計画の策定」とありますけれども、当初計画ではスケジュールの短期で実施とありましたが、昨年度の水道法改正により令和 4 年 9 月までに施設台帳を整備することとなりましたので、施設台帳の整備後にデータを整えて策定することとしております。その下に「配水池の耐震診断・耐震補強」とございます。当初計画では、これもスケジュールの短期で実施とありましたが、耐震化計画に合わせまして実施していくこととしております。さらに下「叶水源地の自家発電設備更新」につきましては、更新時期を見直して自家発電等の浸水対策の検討等も行いまして、本年度は地下発電設備の詳細設計を行い、更新に向けて進めているところでございます。その下「水道局庁舎の電気設備関係更新」です。この庁舎は平成 10 年の完成で、かなり古くなっており、事業スケジュールの中期で完了予定と計画しておりましたが、他事業との兼ね合いもございまして、実施時期を事業スケジュールの後半に見直しております。また「水安全計画の策定」とありますけれども、江山浄水場系統は策定しておりますが、統合前簡易水道区域につきましては、事業スケジュールの中期以降に順次策定していくこととしております。

続きまして 5 ページ目「持続」です。「施設台帳システムの構築」を新規取組として組み込んでおります。先ほども申しましたように水道法の改正を受けまして、施設台帳を令和 4 年の 9 月までに構築することといたしております。

6 ページ目には令和元年度から令和 7 年度までに計画しました主な施策、それから事業費を掲げております。まず、【安全】に係る事業では新規事業として「統合前簡易水道の浄水施設整備」に約 2 億円、継続事業としまして「水質検査室の建設」に約 4 億 1,000 万円を計上しております。また、【強靱】に係る事業では統合前簡易水道区域の整備事業である「地域水道整備事業」に約 45 億円、基幹管路の耐震化や管網整備を目的といたしました「配水施設整備事業」に約 17 億円、老朽管の更新、応急給水拠点整備に伴います「震災対策整備事業」に

約 37 億円、停電を想定いたしましたエネルギー確保としまして「叶水源地の自家発電設備更新」に約 2 億 7,000 万円、洪水対策を施した施設整備として「叶水源地の発電機室更新」に約 1 億 4,000 万円、そして最後、「持続」に係る事業では新規事業として水道法の改正を受けて「施設台帳システムの構築」に約 1 億 2,000 万円を計上しております。

続きまして 7 ページ目は、これまでの事業計画を踏まえまして、令和 7 年度までの財政収支予測を見直しております。平成 27 年度の長期経営構想の改訂の際には、統合前簡易水道事業の財政収支を考慮しておりませんでした。今回行ったフォローアップでは、統合前簡易水道事業の財政収支を含めた財政収支予測としております。

まず、収益的収支における収入につきましては、収入の大半を占めます給水収益におきまして、平成 30 年 4 月の水道料金改定、そして本年 4 月の統合前簡易水道料金を上水道料金に統一したことに伴い、本年度まで増加する見込みとなっており、令和 3 年度以降は減少傾向で推移する見通しとなっております。なお、その他の収入の中には統合前の簡易水道事業における市長部局からの繰入金を見込んでおります。支出につきましては、人件費、物件費、減価償却費などの固定費において、おおむね横ばいで推移する見通しとなっております。その結果、収支につきましては、各年度黒字を計上する見通しとなっております。下の表の当年度純損益という横の行を見ていただくと黒字となっております。

次に、資本的収支における収入におきましては、企業債残高を減少させるために、企業債の新規借入を企業債の償還金より少ない、年間約 10 億円で見込んでおります。支出につきましては、老朽化した施設の更新でありますとか、管路の耐震化及び統合前簡易水道事業における施設の統廃合などで年間約 25 億円の建設改良費を見込んでおります。

その結果、この表の下から 2 段目に内部留保資金残高がございますけれども、安定経営に最低限必要な目安としている約 13 億円以上を維持することができる見通しとなっております。

最後の 8 ページ目に、7 ページで御説明いたしました財政収支予測をグラフで表示しております。上のグラフが収益的収支、下のグラフが資本的収支となっております。収益的収支では棒グラフの左側の薄い青色が収益的収入、右側の濃い青色が収益的支出で、平成 30 年度から収入は支出より高くなっております。そのため、各年度黒字を計上する見通しとなっております。なお、オレンジ色の繰越利益剰余金は平成 29 年度から平成 30 年度で急激に下がっておりますが、これは、平成 26 年度に行われた地方公営企業会計制度の改正で「みなし償却」が廃止されたことに伴い、みなし償却を行っていなかった補助金等の減価償却累計相当分を、その他未処分利益剰余金変動額に計上しました。平成 30 年度決算に黒字を計上したことで、会計制度の改正によって生じた未処分利益剰余金を自己資本金に組入れた会計上の処理によるものです。

また、下のグラフの資本的収支では、内部留保資金をピンク色の折れ線で表示しておりますが、オレンジ色の点線「確保すべき内部留保資金」を上回っていることが分かるかと思えます。以上で説明を終わります。

○松原会長 ありがとうございます。ただ今説明がございましたが、皆様から何かございますか。

- 戸苅委員** 三点ほど質問させていただきたいのですが、まず3ページ目、水質改善対策で水源汚染リスクへの対応を追加するというので、統合前の簡易水道の水源や浄水施設の整備とありますけど、その水源の水質自体に問題がありそうという理解でよろしいですか。
- 中島次長兼経営企画課長** 水量が足りないという所がございますので、その部分の水源を新たに求めるということをしております。
- 戸苅委員** はい。分かりました。それで、この計画はそのための検討をされるということですね。
- 中島次長兼経営企画課長** 水源を求めたり、浄水場を新たに造ったり、二つの施設を一つにダウンサイジングするといったことであります。
- 戸苅委員** はい。二点目が4ページ、強靱な水道の耐震化計画ですけれども、基幹管路の現在の耐震化率が分かれば教えていただきたい。
- 中島次長兼経営企画課長** 現在というのは令和元年度末になり、40.75%です。
- 戸苅委員** これは元々、短期までの実施になっていますけど、これは計画の策定なのですね。
- 中島次長兼経営企画課長** そうです。
- 戸苅委員** 耐震補強自体は長期までかかるということですね。新たに旧簡易水道が入ってきたので、そこに関しては、まずどこを耐震化しなければいけないとか、そもそも何年設置の管がどこにあるのかというような台帳づくりから始めなければいけないということですか。
- 中島次長兼経営企画課長** 委員のおっしゃるとおりで、特に旧簡易水道の地域におきましては、施設台帳という完璧なものがございませんので、まずそれを整えてから計画を立てていくこととなります。
- 戸苅委員** はい。それで、この耐震化の計画を立てる段階で、例えば下水道と何らかのコミュニケーションをとるなど、というのも、東日本大震災時に東北へずっと行ってしまして、水道は復旧したけど下水道は復旧していないので、使うのをやめてくれという状態が結構ありました。なかなか一緒に完全に整備するというのは効率とかも考えて難しいとは思いますが、どこの区域を耐震化済みとか、下水道からの情報であったり、水道からの情報であったり、こういう耐震化計画等をつくるときにはお互いにコミュニケーションを取られるのでしょうか。
- 寸村次長兼工務課長** 工務課長の寸村です。今、鳥取市で占有者間協議会というものを設けておりまして、NTTや中国電力、鳥取市の下水道などが入り、年度当初に今年はこういう工事をします、この場所を工事しますということを協議しています。水道工事が入った後に下水道工事といったことをしますと、工事期間も長くなったりしますので、一緒に工事を行うとか、よく調整を行って工事期間を短くするなど地元で迷惑を掛けないようにしております。同じ時期に工事をするので舗装費が浮くなど、経費削減も含めて占有者間で協議を行っている状況でございます。
- 戸苅委員** 工事区域の調整というのも非常に大事で、コストダウンもできると思いますけど、全体の計画として、この地域はもう整備が終わっているなどの情報があると、BCPとか災

害が起こったときの応急・復旧工事のやり方とか、そういうコミュニケーションがすごく大事だったなと思った次第です。

あと、「水安全計画の策定」とありますけど、これは今でいう、業務継続計画みたいなイメージでしょうか。何か災害が起きたときの体制であるとかの計画でしょうか。

○**中島次長兼工務課長** 水源から蛇口までにどのようなリスクがあるのかという、リスク管理の計画を立てていくことでして、江山浄水場系は既に水安全計画等は策定していますが、統合された簡易水道につきましては、水源等がたくさんあり、いろいろ条件も違いますので、それを順次策定していくことになります。

○**戸苅委員** それで最後7ページですが、ここの資本的収支の資本的支出の中に旧簡易水道施設の老朽化の更新であるとか、耐震化というのを予測して入っているのでしょうか。

○**中島次長兼経営企画課長** ここの建設改良費の中には上水道の施設改良も旧簡易水道の施設改良も全て含めてあります。

○**戸苅委員** はい、ありがとうございます。

○**松原会長** そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特にございませんようでしたら、続きまして議題の3に移りたいと思います。その他の項目になりますが「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予について」、「水道料金のスマートフォン決済について」、「災害用備蓄水の製作について」という三点でございます。順次、事務局から御説明をお願いいたします。

○**渡辺料金課長** 料金課の課長をしております渡辺と申します。よろしく願いいたします。それでは資料に沿って説明させていただきます。その他として、私から二点説明させていただきます。

最初に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予について」、議題(3) その他のアの資料を御覧いただきたいと思います。

まず、資料の1番目、この措置の目的について記述しております。今年の3月18日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして「生活不安に対応するための緊急措置」がまとめられました。その中で水道料金をはじめとする公共料金の支払に関する猶予を設ける方針が決定されました。これを受けまして、厚生労働省及び総務省から水道料金などの支払猶予等に係る要請が関係機関に通知されたところでありまして、これらの通知を踏まえまして、水道料金の支払猶予を行うものでございます。

次に2番目、対象となる料金は、令和2年度1期分以降の水道料金となります。鳥取市では、2か月ごとに水道メーターを計量しておりまして、計量した月の翌月に水道料金を請求しております。3月に水道メーターを計量し、翌4月に請求した水道料金以降のものから猶予の対象としております。

続いて3番目、対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、水道料金の支払が困難であるといたしまして、水道局へ支払猶予の申出をされた方を対象としております。

続いて4番目、猶予期間につきましては、一年以内の期間に限り徴収を猶予することとし

ております。ただし、やむを得ない理由のある場合など、状況に応じまして、もう一年延長することができることとしております。ちなみに下水道使用料及び集落排水施設使用料につきましても、同様の措置がとられているところでございます。実際の実務といたしましては、個別の事情に応じまして柔軟に対応することとしておりまして、水道使用者の方と十分に相談をした上で、支払方法や支払期限等を決定しているところでございます。なお、この支払猶予の手続きに際しまして、申請書や証明書等の書類提出は求めておりません。

次に5番目は、水道使用者の方から支払猶予に関して相談がありました件数等の状況を家事用と家事用以外に分けて集計した表でございまして、7月15日現在の状況でございまして、自宅の水道料金については家事用、店舗や事業用の水道料金については家事用以外に分けて集計いたしまして、表の右端に合計を設けてございまして、7月15日現在の合計で、相談件数が11件、そのうち10件で支払猶予の措置を行っておりまして、猶予金額は、10件の合計で266万2,000円となっております。

最後に6番目、この猶予措置に関する広報につきまして、水道局のホームページに3月26日から関連記事を掲載しております。また、「水道局だより」や「鳥取市報」にも関連情報を掲載して、お知らせしているところでございます。

続きまして、次にイの資料を御覧ください。二点目の「水道料金のスマートフォン決済について」説明をさせていただきます。今年の4月1日から、金融機関やコンビニエンスストアに出向かなくても、スマートフォン用のアプリを利用いたしまして、水道料金の支払いができる「スマートフォン決済」を始めたところでございまして、ここでアプリという単語が出てまいりましたが、アプリとはアプリケーション・ソフトウェアの略語でございまして、パソコンやスマートフォンなどで動作するコンピュータープログラムのことです。

それではまず1番目、スマートフォン決済の内容についてですが、事前に登録いたしましたスマートフォンアプリを起動していただきまして、納入通知書に印刷されましたバーコードを水道使用者自身で読み取っていただきます。それを読み取っていただくことで、金融機関やコンビニエンスストアに出向かなくても、自宅などで水道料金を支払うことができるものでございます。

2番目の利用可能なスマートフォンアプリについてですが「Pay Pay (ペイペイ)」、「LINE Pay (ラインペイ)請求書支払い」、「支払秘書」の三種類のアプリが現在利用可能なスマートフォンアプリとなっております。

3番目の手数料につきましては、1件当たり60円でございます。この手数料につきましては水道局が負担しております。これは、コンビニエンスストアでの収納取扱手数料と同額となっております。

4番目の注意事項についてですが、納付期限を過ぎたものにつきましては、支払い手続きができず納入することはできません。また、このアプリによるお支払いでは領収書が発行されません。支払い済みかどうかはアプリの画面上で確認することはできますが、領収書がどうしても必要な方につきましては、コンビニエンスストアや金融機関でお支払いをしていただく必要がございます。あと、同一アプリを使用であれば、既に支払い済みの納入通知書で

の二重払いはできませんが、違うアプリを使いますと支払いができてしまうといった点に注意する必要があります。

5番目の広報につきましては、納入通知書の裏面に、水道料金の支払い場所などを印刷してお知らせしていますので、その中で、スマートフォンアプリでのお支払いができることをお知らせするとともに、水道局だよりや水道局ホームページに関連記事を掲載しているところでございます。

6番目の利用状況についてですが、4月から6月までの実績と納入通知書を発送した件数に占めるスマートフォン決済利用件数の割合を記載しております。御覧のとおり、4月からこのサービスを開始して数か月、まだまだ利用者の割合が低い状況でございますが、月を追うごとに徐々に利用者が増えている状況でございます。

以上で私からの説明は終わりますが、最後に、本日の会議には資料をつけておりませんが、追加で一点、口頭で報告をさせていただきます。

お客さまの利便性向上のため、今年4月1日からサービスを開始したものといたしまして、スマートフォン決済のほかに、水道局ホームページにおいて水道の使用開始・中止の手続きができるサービスも併せて開始しております。水道局のホームページが閲覧できる環境であれば、パソコンだけではなく、スマートフォンなどでも夜間や休日を問わず、24時間いつでも水道の使用開始・中止の手続きができるようになりました。4月からの実績で、月に数十件、このサービスを利用して水道の使用開始・中止の手続きを行っている状況でございます。以上で終わります。

○中島次長兼経営企画課長 最後に、議題（3）その他ウということで「災害用備蓄水の製作について」を説明いたします。災害用備蓄水の製作につきまして、前回審議会の最後に口頭で若干説明いたしましたが、今回、新規の委員さんもおられますし、災害用備蓄水が完成いたしましたので報告するものでございます。皆様の机の上に置いてあるのがその実物でございます。水道事業の広報と防災意識の啓発をするために、鳥取市の水道水を原材料として製作いたしました。この災害用備蓄水は、鳥取市水道局及び鳥取市の催事など、例えば、江山浄水場の見学者などに無料配布いたします。

また、ふるさと納税の返礼品として出品し、鳥取市以外の方にも広く鳥取市の水道をPRいたします。あくまで防災意識の啓発や水道事業の広報を目的といたしておりますので、配布のみとし、販売の予定はありません。

原材料につきましては、江山浄水場で膜ろ過した水道水を使用しております。ラベルには、江山浄水場の写真と災害に対する取組である水道施設の耐震化や応急給水活動を写真とともに説明しております。容器はアルミ製で、賞味期限は、製造日より10年間となっております。ちなみに今回製造のものは2030年2月8日までとなっております。2万本製造いたしまして、うち1万本は災害用備蓄水として鳥取市に納入しております。また、地域で行われる防災訓練の一環で災害用備蓄水を活用されたい場合などには、お申出をいただければ無償で提供いたしたいと思っておりますので、詳しくは経営企画課広報係までお問い合わせいただければ幸いです。以上です。

- 松原会長** ありがとうございます。三項目続けて御説明いただきましたが、皆様から何か御質問がございますか。
- 高部委員** まず「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予について」ですけれども、支払猶予の申出がなされた場合は、原則、全て受け入れるということになるのでしょうか。その点をまず教えていただきたいのですが。
- 渡辺料金課長** そのとおりでございます。諸事情をお聞きいたしまして、お申出のとおりといたしますか、あとは相談の上で支払期限であるとか、支払方法を決めさせていただいておるという状況でございます。
- 高部委員** 「家事用以外」で、相談件数が5件に対して、支払猶予が4件、1件少なかったのは申出が1件なかったということによろしいでしょうか。
- 渡辺料金課長** 当初の御相談があり、水道メーターを計量した実際の金額を確認してから再度相談というお話でしたが、その後、何の応答もございませんでしたので確認したところ、お支払いいただいておりますので、支払猶予件数に1件カウントはしてございません。
- 高部委員** もうひとつ「水道料金のスマートフォン決済について」一点お伺いしたいのですが、利用状況としまして、4月から5月にかけて1.8%から4.3%は非常に伸びがあつて素晴らしいことだと思うのですが、具体的に何パーセントぐらいの利用があればとか、目標を何か設定されているようなことがありましたら、教えていただければと思います。
- 渡辺料金課長** 特に目標は定めておりません。参考までになりますますが、実際、自主納付書(請求書)をお送りして、約60%の方がコンビニエンスストアで支払っておられる状況でございます。残りの方につきましては、金融機関又はごくまれに水道局で支払っていただいている状況でございます、スマートフォン決済はそのうちの数パーセントという状況でございます。
- 高部委員** ありがとうございます。
- 松原会長** そのほかいかがでしょうか。
- 災害用備蓄水は、あと1万本ぐらい残っているということによろしいでしょうか。
- 中島次長兼経営企画課長** はい。ふるさと納税返礼品で何箱か出ておりますが、ほぼ1万本残っています。
- 松原会長** 「皆様方の防災訓練等で御利用ください。」ということだったと思います。そのほかいかがでしょうか。あるいは委員の皆様から、何かこのほかの件でございませんでしょうか。
- 先ほど韓国の水のお話がありました。私もかなり以前になりますが、1年ほど韓国に滞在したことがございまして、おっしゃるように上水道とはいえ、水道の水質というのはかなり問題があるなど、各家庭には、水道の蛇口の所にフィルターというのでしょうか、これをつけないとなかなか真水は飲めないという状況だったのを思い出しながらお聞きしたところでした。ただ、随分前の話ですので、今は水質も変わっているのではないかと思います、そういう私の思い出のお話でした。
- 皆様、ほかによろしいでしょうか。それでは、本日の議題は以上でございます。活発に御

審議、協議に参加いただきましてありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

○**西垣副局長** 松原会長、それから委員の皆様、長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、鳥取市水道事業審議会令和2年度第1回会議を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。